

アクア×イグニス多気（仮称）造成事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

（総括的事項）

- 1 個別的事項 1、3、7（2）、7（4）、11 で述べる事項をはじめとして、方法書から準備書にかけて、計画内容が大きく変更となっている。また、準備書の内容にも不確定な部分があり、今後さらなる計画変更が行われる可能性がある。これらのことから、評価書の作成までに計画内容を確定させ、適切に予測及び評価を行うこと。今後さらなる計画変更が行われる場合は、それらを反映した評価書を作成すること。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

（個別的事項）

1 大気質

方法書では記載されていなかったバイオマス発電施設が、準備書では新たに追加されている。さらに、準備書の審議過程において、バイオマス発電施設が、発電を行わないバイオマスボイラーへと計画が変更されている。このため、当該施設の計画内容が確定した段階において、適切に予測及び評価を行い、評価書に記載すること。

2 騒音・振動

- （1） 発破に伴う騒音、振動及び低周波音について、短時間ではあるが、影響は大きいと考えられるため、事業実施区域周囲の生物に対する影響を含め、環境保全措置を確実に実施すること。特に、近隣住民及び周辺事業者には、前もって発破実施日時を周知すること。
- （2） 来退店車両及び搬出入等施設関係車両の走行に伴う騒音について、環境基準を上回る予測結果となっている地点があることから、環境保全措置を確実に実施するとともに、さらなる低減に努めること。

3 悪臭

方法書では記載されていなかった酪農体験施設について、準備書では新たに追加されている。また、当該施設の比較対象として「（仮称）信楽ホースパーク建設に係る環境影響評価書」の堆肥場での悪臭の測定結果が示されているが、施設の内容及び飼育する動物の種類が異なることから、これらを踏まえて、適切に予測及び評価を行い、評価書に記載すること。

4 水質

事業実施区域の集水区域流末には、宮川に通じている濁川（にごりがわ）があることから、工事による濁水が直接流入することが無いよう配慮すること。

5 地形及び地質

- (1) 現地調査結果において、過去の土石流による堆積物の確認箇所及び土石流発生の原因とされる縦浸食の確認箇所に関係性が見られず、不適切な評価となっているため、評価手法の見直しを行い、適切な評価を行ったうえで評価書に記載すること。
- (2) 土石流の発生区間とされる溪床勾配 15 度以上の箇所が、「さんまい谷」南側支流において、造成後もほとんど残置されていることから、土石流発生の可能性について検討し、安全でないとは判断された場合には、適切に対策を講じること。
- (3) 事業実施区域において、大規模な切土及び盛土が行われる計画となっていることから、造成法面の安定性について、勾配の情報のみではなく、土質試験等に基づき予測及び評価を行い、評価書に記載すること。
なお、予測及び評価の結果、法面の安定性が確保されていないと判断された場合には、事業計画を見直すこと。
- (4) 事業実施区域内の災害の発生が懸念される崖については、造成が行われないものも含め、ボーリング調査等の地質調査を実施し、安全でないとは判断された場合には、適切に対策を講じること。

6 陸生動物

- (1) 事業実施区域周辺は照明が少なく、都市部と比較して暗い地域であるため、照明の多い商業施設を設置する場合に、昆虫類への環境保全措置として一般的に都市部で採用される低誘虫性照明や遮光板等の採用では不十分と考えられることから、環境保全措置について十分検討すること。
- (2) 事業実施区域周辺ではハチクマ及びサシバの営巣が確認されたほか、オオタカやクマタカの若鳥が確認されるなど、希少猛禽類に広く利用されていることから、本事業による工事の実施及び施設の供用が希少猛禽類に与える影響を十分に検討し、これを低減するための措置を評価書に記載すること。

7 陸生動物・陸生植物・水生生物・生態系

- (1) ホトケドジョウなどの重要種について、学識経験者等に相談し、専門的な見地を踏まえた環境保全措置を実施すること。
また、動植物を移植する場合には、生態的特性、移植先の環境収容力や生物間の相互作用等に十分配慮すること。
- (2) コゴメスゲ、シランの移植先が準備書作成後に事業実施区域から外され、移植先として利用できないことから、学識経験者等に相談し、専門的な見地を踏まえて新たな移植先を選定し、評価書に記載すること。
また、他の移植予定の生物についても、移植先を変更する場合には、同様の措置を実施すること。
- (3) 二子池で確認したとされているカワヨシノボリは、通常ため池等の止水域では見られず、絶滅危惧種のトウカイヨシノボリであった可能性が否定できないため、当該種であった場合には、学識経験者等に相談し、専門的な見地を踏まえた環境保全措置を実施すること。
- (4) 二子池について、方法書では改変を行わない計画であったにも関わらず、準備書において調整池として利用する計画に変更されている。二子池の改変に伴い、古い広葉樹林のある水辺を好むオシドリなど様々な生物に対する影響が考えられるため、他の場所に調整池を設けることを含めて、改変を避けることを最大限検討すること。

8 水生生物

- (1) 温浴施設からの温排水について、佐奈川に流入するまでの排水経路を示すとともに、排水先の水生生物に対する温度の影響について評価書に記載すること。
- (2) 薬草の種類によっては、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）や嗅覚刺激物質が含まれ、排水先の魚類を含む水生生物への影響が考えられるため、植える薬草や排水経路について配慮すること。

9 生態系

事業実施区域において多くの面積を占めるコナラ群落について、生態系の典型性注目種として対象とすること。

10 廃棄物等

施設の供用に伴い、年間 3,745 トン（多気町の年間排出量の約 4 分の 3 に相当）に及ぶ大量の廃棄物が発生するため、環境保全措置として、廃棄物の分別の徹底だけでなく、食品ロスの削減に努めるなど、排出の削減についても十分に検討を行うこと。

また、排出する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 69 号）に基づき適切に処理すること。

11 その他（水道）

施設の供用に伴い、1 日あたり 700 トンに及ぶ大量の水を利用する計画となっているにもかかわらず、施設への給水方法及び水源が未確定である。給水方法及び水源によっては、井戸の掘削や水道管の敷設等を伴うため、評価書作成までに給水方法を決定し、適切に予測及び評価を行い、評価書に記載すること。